

大項目		調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例
I	対象会社における価値源泉となる技術等の分析・特定	1 製品等に関する対象技術等を特定し、重要性の高低を分析	※	対象会社の事業内容	対象会社の事業内容（商流、契約関係）を分析して、対象会社における価値源泉となる製品等を特定・抽出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ</li> <li>・企業情報データベース</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・有価証券報告書</li> <li>・税務申告書</li> <li>・決算書</li> <li>・勘定科目内訳明細書</li> <li>・年間予算</li> <li>・事業計画</li> <li>・開発中の製品一覧</li> </ul>
			◎	対象製品等の特定	対象会社の各製品等の現在及び将来の収益予測の比較・分析等によって、対象会社事業における各製品等の重要性のランク付けを行う等の方法により、主として調査対象とすべき製品等を特定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・税務申告書</li> <li>・決算書</li> <li>・勘定科目内訳明細書</li> <li>・過去数事業年度の製品毎の売上一覧(ライセンス料一覧を含む)</li> <li>・年間予算</li> <li>・事業計画</li> <li>・開発中の製品一覧</li> </ul>
			◎	対象製品等に関連する対象技術等の特定	対象製品等が具体的にいかなる対象技術等で構成されているかを分析して、対象製品等に含まれる対象技術等を特定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等と対象技術等の対応関係一覧</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> </ul>

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例		
I	対象会社における価値源泉となる技術等の分析・特定	2	利用システム等に関する対象技術等を特定し、重要性の高低を分析	※	対象会社の事業内容（商流、契約関係）を分析して、対象会社における価値源泉となる製品等を特定・抽出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ</li> <li>・企業情報データベース</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・有価証券報告書</li> <li>・税務申告書</li> <li>・決算書</li> <li>・勘定科目内訳明細書</li> <li>・年間予算</li> <li>・事業計画</li> <li>・開発中の製品一覧</li> </ul>	
					対象会社の事業内容	対象会社の各製品等の現在及び将来の収益予測を比較・分析し、対象会社事業における各製品等の重要性のランク付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・税務申告書</li> <li>・決算書</li> <li>・勘定科目内訳明細書</li> <li>・過去数事業年度の製品毎の売上一覧(ライセンス料一覧を含む)</li> <li>・年間予算</li> <li>・事業計画</li> <li>・開発中の製品一覧</li> </ul>
				◎	製品等又は対象製品等の製造、販売、提供に利用するシステムやソフトウェアの特定	製品等又は対象製品等の製造、販売、提供に具体的にいかなるシステムやソフトウェアを用いているかを特定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・システム構成図</li> </ul>
				◎	利用システム等の構成の分析	利用システム等が具体的にいかなる内容かを分析して、それらに含まれる知的財産を特定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用システム等と対象技術等の対応関係一覧</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・システム構成図</li> </ul>

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例
II 範囲の調査 対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能	1	対象技術等を、対象会社が保有しているか、第三者が保有し（対象会社がライセンスを受け）ているかの調査	対象技術等の発明者、考案者、創作者	対象技術等を対象会社が単独で保有しているか、第三者が保有（又は第三者と対象会社で共有）しているかを確認するため。。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・国立国会図書館デジタルコレクション</li> <li>・文化庁著作権等登録状況検索システム</li> <li>・文化人名録（著作権台帳）</li> </ul>
			◎ 対象技術等の共有者、共同出願人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）</li> <li>【自社開発の場合】</li> <li>・開発、製作に関与したメンバー一覧（退職者を含む。）</li> <li>・職務発明規程</li> <li>・職務著作規程</li> <li>・職務発明対価支払実績に関する資料</li> </ul>
			製品等の開発方法が、自社開発、共同開発、外注のいずれか		<ul style="list-style-type: none"> <li>【外注・共同開発の場合】</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・技術顧問契約書</li> <li>・技術提携契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・研究委託契約書</li> <li>・共同開発契約書</li> </ul>
			◎ 自社が利用できる根拠となる契約関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>【譲渡を受けた場合】</li> <li>・譲渡契約書</li> <li>・著作権譲渡契約</li> <li>・事業譲渡契約書、会社分割契約書・会社分割計画書</li> <li>【ライセンスを受けた場合】</li> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>
			◎ 職務発明等の各規程の存在、履践状況(相当の利益の付与の有無等)		

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	技術（特許権、実用新案権）に関する調査	対象会社が利用している技術等について法的保護を受けるために必要な手続の遵守状況の調査	◎ 出願の有無	対象会社が利用している技術が法的に保護されているか否か、今後法的に保護される可能性があるか否か、及び保護の地域的範囲を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等と対象技術等の対応関係一覧</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・対象会社が利用している知的財産一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
					出願公開の状況	◎ 登録の状況		
						出願国		
					(出願済み・権利化前の場合) 権利化の可能性の調査	◎ 審査手続における補正、訂正、拒絶査定	出願中の技術等が今後法的に保護される可能性があるか否かを確認するため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等と対象技術等の対応関係一覧</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・対象会社が利用している知的財産一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> <li>・先行技術</li> </ul>
						◎ 審査請求の有無及び期限		
						新規性・進歩性の有無		
					(権利化されている場合) 権利の有効性の調査	登録料が支払われていること	第三者からの権利無効主張の可能性の有無及び無効になる可能性を確認するため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行技術</li> <li>・出願書類</li> <li>・登録原簿</li> <li>・実用新案技術評価書</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
						◎ 権利の存続期間		
						異議申立、無効審判請求の有無・内容		
	無効理由の有無							
(権利化されている場合) 権利範囲の調査		特許発明（考案）の技術的範囲	製品等が保護される範囲及び第三者からの権利侵害の主張の可能性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類</li> <li>・特許明細書、実用新案明細書</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>				

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	技術（特許権、実用新案権）に関する調査	技術等に対する、担保設定及び第三者へのライセンスの設定の有無	◎ 担保設定の有無及び内容	対象会社が当該技術を利用する際に、障害や負担があるかどうかを確認するため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録原簿</li> <li>・担保設定に関する契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>担保権設定契約書</li> <li>質権設定契約書</li> <li>譲渡担保権設定契約書</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス契約書</li> <li>クロスライセンス契約書</li> <li>実施許諾契約書</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>・ライセンス契約以外の知的財産関連契約の契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託契約書</li> <li>技術顧問契約書</li> <li>技術提携契約書</li> <li>OEM契約書</li> <li>製作委託契約書</li> <li>研究委託契約書</li> <li>共同開発契約書</li> <li>等</li> </ul> </li> </ul>
					◎ 通常実施権又は専用実施権の有無及び内容			
					◎ 契約上の独占的実施権などの対象会社による技術の利用を制限する条項の有無及び内容			
					技術のライセンス・アウトの有無及びその内容	ライセンス・アウト契約の継続性	ライセンス料収入の継続性が担保されていることを確認する。また、当該ライセンス契約が独占禁止法に抵触しないかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス料一覧</li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス契約書</li> <li>クロスライセンス契約書</li> <li>実施許諾契約書</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>・秘密保持契約書</li> </ul>
	独占禁止法違反の有無							

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	ブランド（商標権）に関する調査	対象会社が利用しているブランドについて法的保護を受けるために必要な手続の遵守状況の調査	◎ 商標出願の有無	対象会社が利用しているブランドが法的に保護されているか否か、今後も継続的にブランドが保護され得るか、商標権を取得している地域的範囲と商圏（マーケット）が一致しているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・対象会社が利用している知的財産一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・商標登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
						商標審査手続における補正、拒絶査定		
						◎ 登録（防護標章登録を含む）の状況		
						出願国		
					（権利化されている場合）権利の有効性の調査	登録料が支払われていること	第三者からの権利無効主張の可能性の有無及び無効になる可能性を確認することで、今後も継続的に商標の排他的な使用が可能か確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類</li> <li>・商標登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
						◎ 権利の存続期間		
						異議申立・審判請求（無効、不使用取消、不正使用取消）の有無・内容		
					（権利化されている場合）権利範囲の調査	◎ 商標の指定商品・指定役務	ブランドが保護される範囲、及び第三者からの権利侵害主張の可能性の有無を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類</li> <li>・商標公報</li> <li>・商標登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> </ul>
						商標の類似の範囲		
						指定商品又は指定役務の類似の範囲		
（権利化されている場合）使用実態の調査	◎ 対象会社（ライセンスしている場合はライセンス先含む）におけるブランドの使用状況	ブランドの実際の使用状況を調査することで、不使用取消による商標登録取消がなされる可能性の有無を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランドと製品等の対応関係一覧</li> <li>・ブランド毎の売上一覧</li> <li>・製品等カタログ、パンフレット</li> </ul>					
ブランドに対する、担保設定及び第三者へのライセンスの設定の有無及びその内容の調査	◎ 担保設定の有無及び内容	対象会社がブランドを利用する際に、障害や負担があるかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標登録原簿</li> <li>・担保設定に関する契約書 担保権設定契約書 質権設定契約書 譲渡担保権設定契約書 等</li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 ライセンス契約書 商標使用許諾契約書 等</li> <li>・ライセンス契約以外の知的財産関連契約の契約書 業務委託契約書 OEM契約書 製作委託契約書 等</li> </ul>					
	◎ 通常使用权又は専用使用权の有無及び内容							
	◎ 契約上の独占的使用権などの対象会社によるブランドの利用を制限する条項の有無及び内容							
ブランドのライセンス・アウトの有無及びその内容	◎ ライセンス・アウト契約の継続性	ライセンス料収入の継続性が担保されていることを確認する。また、当該ライセンス契約が独占禁止法に抵触しないかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス料一覧</li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 ライセンス契約書 商標使用許諾契約書 等</li> </ul>					
	◎ 独占禁止法違反の有無							

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	デザイン（意匠権）に関する調査	対象会社が利用しているデザインについて法的保護を受けるために必要な手続の遵守状況の調査	◎ 出願の有無	対象会社が利用しているデザインが法的に保護されているか否か、今後法的に保護される可能性があるか否か、及び保護の地域的範囲を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・対象会社が利用している知的財産一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・意匠登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
						◎ 審査手続における補正、拒絶査定		
						◎ 登録の状況		
						◎ 関連意匠の有無		
						◎ 出願国		
					（権利化されている場合） 権利の有効性の調査－登録ステータス関連	◎ 登録料が支払われていること	第三者からの権利無効主張の可能性の有無及び無効になる可能性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類</li> <li>・意匠登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> </ul>
						◎ 権利の存続期間		
						◎ 無効審判請求の有無・内容		
					（権利化されている場合） 権利範囲の調査	◎ 登録意匠の対象物品	デザインが保護される範囲、及び第三者からの権利侵害主張の可能性の有無を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類</li> <li>・意匠公報</li> <li>・意匠登録原簿</li> </ul>
						◎ 意匠の類似の範囲		
◎ 物品の類似の範囲								
デザインに対する、担保設定及び第三者へのライセンスの設定の有無及びその内容	◎ 担保設定の有無及び内容	対象会社がデザインを利用する際に、障害や負担があるかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠登録原簿</li> <li>・担保設定に関する契約書 担保権設定契約書 質権設定契約書 譲渡担保権設定契約書 等</li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 ライセンス契約書 実施許諾契約書 等</li> <li>・ライセンス契約以外の知的財産関連契約の契約書 業務委託契約書 OEM契約書 製作委託契約書 等</li> </ul>					
	◎ 通常実施権又は専用実施権の有無及び内容							
	◎ 契約上の独占的実施権などの対象会社によるデザインの利用を制限する条項の有無及び内容							
デザインのライセンス・アウトの有無及びその内容	◎ ライセンス料の計算方法、継続性	ライセンス料収入の継続性が担保されていることを確認する。また、当該ライセンス契約が独占禁止法に抵触しないかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス料一覧</li> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書 ライセンス契約書 実施許諾契約書 等</li> </ul>					
	◎ 独占禁止法違反の有無							

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	ソフトウェア又はコンテンツ（著作権）に関する調査	対象著作物の登録状況の調査	登録されている著作物がある場合には、その登録情報	登録されている著作物の登録情報から、著作者や権利者を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象会社保有知的財産一覧</li> <li>対象会社が利用している知的財産一覧</li> <li>文化庁著作権等登録状況検索システム</li> </ul>
					権利の有効性の調査	◎ 当該著作物の著作権の保護期間	著作権が有効に存続しているか、著作者の死亡年や公表年を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象著作物の現物</li> <li>国立国会図書館デジタルコレクション</li> <li>文化庁著作権等登録状況検索システム</li> <li>文化人名録（著作権台帳）</li> </ul>
					権利範囲の調査	対象著作物の内容	対象著作物が保護される範囲、及び第三者からの権利侵害主張の可能性の有無を確認する。	対象著作物の現物
						著作物の類似の範囲		
					対象著作物の著作権に対する、担保設定及び第三者へのライセンスの設定の有無及びその内容の調査	◎ 担保設定の有無及び内容	対象会社が対象著作物を利用する際に、障害や負担があるかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保設定に関する契約書</li> <li>担保権設定契約書</li> <li>質権設定契約書</li> <li>譲渡担保権設定契約書</li> <li>等</li> <li>ライセンス・アウトに関する契約書</li> <li>ライセンス契約書</li> <li>著作物利用許諾契約書</li> <li>等</li> <li>ライセンス契約以外の知的財産関連契約の契約書</li> <li>著作権契約書</li> <li>業務委託契約書</li> <li>製作委託契約書</li> <li>製作委員会契約書</li> <li>等</li> </ul>
						◎ 非独占的又は独占的利用許諾の有無及び内容		
						◎ 契約上の独占権などの対象会社による対象著作物の利用を制限する条項の有無及び内容		
					対象著作物のライセンス・アウトの有無及びその内容	ライセンス・アウト契約の継続性	ライセンス料収入の継続性が担保されていることを確認する。また、当該ライセンス契約が独占禁止法に抵触しないかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス料一覧</li> <li>ライセンス・アウトに関する契約書</li> <li>ライセンス契約書</li> <li>著作物利用許諾契約書</li> <li>等</li> </ul>
						独占禁止法違反の有無		
					対象会社が第三者から著作権を譲り受けている場合に特に必要となる調査	著作権譲渡契約に、著作権法第27条、第28条に定める権利の譲渡が特掲されているか	著作権法第27条(翻案権)及び第28条(二次的著作物の利用に関する権利)に定める権利については、特に譲渡時に明記しない限り、「著作権を譲渡する」だけでは譲渡されないため、これらの権利の譲渡が適切になされているかを確認する。また、著作者人格権は譲渡不能であるため、対象会社が当該著作物を自由に利用できることが契約上担保されているか確認する。	著作権譲渡契約書
著作者人格権不行使特約が規定されているか								



大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	2	自社帰属の対象技術等の調査	営業秘密・ノウハウに関する調査	営業秘密該当性の調査	不正競争防止法上の「営業秘密」の要件、特に秘密として管理されている状況があるかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・対象製品等の研究開発に従事する役職員の一覧及び入社履歴</li> <li>・秘密管理規程</li> <li>・就業規則</li> <li>・入社時、退社時に役職員から徴収している秘密保持誓約書</li> <li>・共同研究先、取引先との秘密保持契約書、共同研究開発契約書</li> </ul>	
								有用な情報であるか
								公に知られていないか
				営業秘密・ノウハウの第三者へのライセンスの設定の有無及びその内容の調査	ライセンスの有無及び内容	対象会社が営業秘密・ノウハウを利用する際に、障害や負担があるかどうかを確認し、営業秘密漏洩のリスクの有無及びその可能性の大小を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス・アウトに関する契約書</li> <li>    ライセンス契約書</li> <li>    営業秘密使用許諾契約書</li> <li>    等</li> <li>・ライセンス契約以外の知的財産関連契約の契約書</li> <li>    業務委託契約書</li> <li>    OEM契約書</li> <li>    製作委託契約書</li> <li>    等</li> </ul>	
					◎ 契約上の独占的ライセンスなどの対象会社による営業秘密・ノウハウの利用を制限する条項の有無及び内容			
					契約上の秘密保持の内容・方法			

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	技術（特許権、実用新案権）に関する調査	製品等に利用されている技術を適法に利用できる根拠の調査	◎ 技術ライセンス契約等の有無	対象会社による当該技術のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・クロスライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・技術顧問契約書</li> <li>・技術提携契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・研究委託契約書</li> <li>・共同開発契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>
						◎ 技術ライセンス契約等の条項① ライセンス、サブライセンスの別 （原権利者から直接ライセンスを受けているのか、サブライセンス等間接的なライセンスなのか）	対象会社による当該技術のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・クロスライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・技術顧問契約書</li> <li>・技術提携契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・研究委託契約書</li> <li>・共同開発契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>
						◎ 技術ライセンス契約等の条項② 許諾の対象製品 （これまでの及び今後予定されている製品等が、許諾の対象に含まれているかどうか）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作委託契約書</li> <li>・研究委託契約書</li> <li>・共同開発契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>
						◎ 技術ライセンス契約等の条項③ 許諾の対象者 （対象会社以外に技術を利用する主体（対象会社の子会社、関連会社、グループ会社等）がいる場合において、それらの会社も許諾の対象者として契約上カバーされているかどうか、及びグループ外の外注先などの第三者に対するサブライセンスは可能か）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同開発契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>
					技術ライセンス契約等の条項④ 許諾条件 （独占・非独占の別や、目的とする実施方法が含まれているか等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>（サブライセンスの場合）</li> <li>サブライセンサーとライセンサーの上記各契約書</li> </ul>	

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例		
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	技術（特許権、実用新案権）に関する調査	製品等に利用されている技術を適法に利用できる根拠の調査	<b>技術ライセンス契約等の条項⑤</b> <b>許諾地域</b> （これまでの及び今後予定されている製品等の製造・販売地域が含まれているかどうか）	対象会社による当該技術のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・クロスライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・技術顧問契約書</li> <li>・技術提携契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・研究委託契約書</li> <li>・共同開発契約書</li> <li>・技術移転契約書</li> </ul>	
						<b>技術ライセンス契約等の条項⑥</b> <b>許諾期間</b> （今後予定されている製品等の製造・販売に十分な期間があるか）			（サブライセンスの場合） サブライセンサーとライセンサーの上記各契約書
						<b>技術ライセンス契約等の条項⑦</b> <b>許諾料</b> （許諾料の額の確認及びその妥当性、最低保証額の有無・金額・未払時のペナルティ）			
						<b>技術ライセンス契約等の条項⑧</b> <b>支配権移転条項</b> （出資等によって許諾が消滅しないかどうか）			
						<b>技術ライセンス契約等の条項⑨</b> <b>解除条項</b> （許諾が消滅する可能性の有無の確認）			
						<b>技術ライセンス契約等の条項⑩</b> <b>改良発明</b> （対象会社が行った改良発明の権利は対象会社に帰属するか）			

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例		
II	査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	ブランド（商標権）に関する調査	製品等に利用されているブランドを適法に利用できる根拠の調査	◎	ブランドライセンス契約等の有無	対象会社による当該ブランドのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	・ライセンス契約書 ・業務委託契約書 ・OEM契約書 ・製作委託契約書 等
							ブランドライセンス契約等の条項① ライセンス、サブライセンスの別 （原権利者から直接ライセンスを受けているのか、サブライセンス等間接的なライセンスなのか）	対象会社による当該ブランドのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	・ライセンス契約書 ・業務委託契約書 ・OEM契約書 ・製作委託契約書 等
						◎	ブランドライセンス契約等の条項② 許諾の対象製品 （これまでの及び今後予定されている製品等が、許諾の対象に含まれているかどうか）		
						◎	ブランドライセンス契約等の条項③ 許諾の対象者 （対象会社以外にブランドを利用する主体（対象会社の子会社、関連会社、グループ会社等）がいる場合において、それらの会社も許諾の対象者として契約上カバーされているかどうか、及びグループ外の外注先などの第三者に対するサブライセンスは可能か）		
							ブランドライセンス契約等の条項④ 許諾条件 （独占・非独占の別、目的とする使用方法が含まれているか等）		
			◎	ブランドライセンス契約等の条項⑤ 許諾地域 （これまでの及び今後予定されている製品等の製造・販売地域が含まれているかどうか）					

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	ブランド（商標権）に関する調査	製品等に利用されているブランド・デザインを適法に利用できる根拠の調査	◎ <b>ブランドライセンス契約等の条項⑥</b> 許諾期間 (今後予定されている製品等の製造・販売に十分な期間があるか)	対象会社による当該ブランドのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> </ul> 等
					◎ <b>ブランドライセンス契約等の条項⑦</b> 許諾料 (許諾料の額の確認及びその妥当性、最低保証額の有無・金額・未払時のペナルティ)			
					◎ <b>ブランドライセンス契約等の条項⑧</b> 支配権移転条項 (出資等によって許諾が消滅しないかどうか)			
					◎ <b>ブランドライセンス契約等の条項⑨</b> 解除条項 (許諾が消滅する可能性の有無の確認)			
			◎ <b>デザインライセンス契約等の有無</b>	対象会社による当該デザインのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> </ul> 等			
			◎ <b>デザインライセンス契約等の条項①</b> ライセンス、サブライセンスの別 (原権利者から直接ライセンスを受けているのか、サブライセンス等間接的なライセンスなのか)	対象会社による当該デザインのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> </ul> 等			
◎ <b>デザインライセンス契約等の条項②</b> 許諾の対象製品 (これまでの及び今後予定されている製品等が、許諾の対象に含まれているかどうか)								

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	デザイン（意匠権）に関する調査	製品等に利用されているデザインを適法に利用できる根拠の調査	◎ <b>デザインライセンス契約等の条項③</b> <b>許諾の対象者</b> （対象会社以外にデザインを利用する主体（対象会社の子会社、関連会社、グループ会社等）がいる場合において、それらの会社も許諾の対象者として契約上カバーされているかどうか、及びグループ外の外注先などの第三者に対するサブライセンスは可能か）	対象会社による当該デザインのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	・ライセンス契約書 ・業務委託契約書 ・OEM契約書 ・製作委託契約書 等
						<b>デザインライセンス契約等の条項④</b> <b>許諾条件</b> （独占・非独占の別や目的とする使用方法が含まれているか等）		
						<b>デザインライセンス契約等の条項⑤</b> <b>許諾地域</b> （これまでの及び今後予定されている製品等の製造・販売地域が含まれているかどうか）		
						◎ <b>デザインライセンス契約等の条項⑥</b> <b>許諾期間</b> （今後予定されている製品等の製造・販売に十分な期間があるか）		
						<b>デザインライセンス契約等の条項⑦</b> <b>許諾料</b> （許諾料の額の確認及びその妥当性、最低保証額の有無・金額・未払時のペナルティ）		
						◎ <b>デザインライセンス契約等の条項⑧</b> <b>支払い移転条項</b> （出資等によって許諾が消滅しないかどうか）		
						<b>デザインライセンス契約等の条項⑨</b> <b>解除条項</b> （許諾が消滅する可能性の有無の確認）		

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	ソフトウェア又はコンテンツ（著作権）に関する調査	第三者著作物を適法に利用できる根拠の調査	◎ 著作物ライセンス契約等の有無	対象会社による当該第三者著作物のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・オープンソースソフトウェア規約等</li> </ul>
						◎ 著作物ライセンス契約等の条項① ライセンス、サブライセンスの別 （原権利者から直接ライセンスを受けているのか、サブライセンス等間接的なライセンスなのか）	対象会社による当該第三者著作物のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・オープンソースソフトウェア規約等</li> </ul>
						◎ 著作物ライセンス契約等の条項② 許諾の対象製品 （これまでの及び今後予定されている製品等が、許諾の対象に含まれているかどうか）		
						◎ 著作物ライセンス契約等の条項③ 許諾の対象者 （対象会社以外に第三者著作物を利用する主体（対象会社の子会社、関連会社、グループ会社等）がいる場合において、それらの会社も許諾の対象者として契約上カバーされているかどうか、及びグループ外の外注先などの第三者に		
						◎ 著作物ライセンス契約等の条項④ 許諾条件 （独占・非独占の別や、目的とする使用方法が含まれているか等）		
						◎ 著作物ライセンス契約等の条項⑤ 許諾地域 （これまでの及び今後予定されている製品等の製造・販売地域が含まれているかどうか）		

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	ソフトウェア又はコンテンツ（著作権）に関する調査	第三者著作物を適法に利用できる根拠の調査	著作物ライセンス契約等の条項⑥ ◎ 許諾期間 （今後予定されている製品等の製造・販売に十分な期間があるか）	対象会社による当該第三者著作物のこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	・ライセンス契約書 ・業務委託契約書 ・OEM契約書 ・製作委託契約書 ・オープンソースソフトウェア規約等
						著作物ライセンス契約等の条項⑦ 許諾料 （許諾料の額の確認及びその妥当性、最低保証額の有無・金額・未払時のペナルティ）		
						著作物ライセンス契約等の条項⑧ ◎ 支配権移転条項 （出資等によって許諾が消滅しないかどうか）		
						著作物ライセンス契約等の条項⑨ 解除条項 （許諾が消滅する可能性の有無の確認）		
						著作物ライセンス契約等の条項⑩ 二次的著作物 （対象会社が創作した二次的著作物の権利は対象会社に帰属するか）		
						著作物ライセンス契約等無く製品等に利用されている第三者著作物の利用の適法性（引用（著作権法第32条）該当性、複製（著作権法第21条）非該当性等）		



大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例				
II	対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	営業秘密・ノウハウに関する調査	製品等に利用されている営業秘密・ノウハウを適法に利用できる根拠の調査	◎	ノウハウライセンス契約等の有無	対象会社による当該営業秘密・ノウハウのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・秘密保持契約書</li> <li>等</li> </ul>		
							ノウハウライセンス契約等の条項① ライセンス、サブライセンスの別 (原権利者から直接ライセンスを受けているのか、サブライセンス等間接的なライセンスなのか)	対象会社による当該営業秘密・ノウハウのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・OEM契約書</li> <li>・製作委託契約書</li> <li>・秘密保持契約書</li> <li>等</li> </ul>		
						◎	ノウハウライセンス契約等の条項② 許諾の対象製品 (これまでの及び今後予定されている製品等が、許諾の対象に含まれているかどうか)				
						◎	ノウハウライセンス契約等の条項③ 許諾の対象者 (対象会社以外に営業秘密・ノウハウを利用する主体（対象会社の子会社、関連会社、グループ会社等）がいる場合において、それらの会社も許諾の対象者として契約上カバーされているかどうか、及びグループ外の外注先などの第三者に対するサブライセンスは可能か)				
								◎	ノウハウライセンス契約等の条項④ 許諾条件 (独占・非独占の別や、目的とする使用方法が含まれているか等)		

大項目		調査項目（中）		※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
II	対象技術等毎の、利用可能範囲における利用可能性・	3	第三者帰属（共有含む）の技術等の調査	営業秘密・ノウハウに関する調査	製品等に利用されている営業秘密・ノウハウを適法に利用できる根拠の調査	※ <b>ノウハウライセンス契約等の条項⑤</b> <b>許諾地域</b> （これまでの及び今後予定されている製品等の製造・販売地域が含まれているかどうか）	対象会社による当該営業秘密・ノウハウのこれまでの利用が適法であること、及び製品等への今後の利用が可能であることを確認する。	・ライセンス契約書 ・業務委託契約書 ・OEM契約書 ・製作委託契約書 ・秘密保持契約書 等
						◎ <b>ノウハウライセンス契約等の条項⑥</b> <b>許諾期間</b> （今後予定されている製品等の製造・販売に十分な期間があるか）		
						<b>ノウハウライセンス契約等の条項⑦</b> <b>許諾料</b> （許諾料の額の確認及びその妥当性、最低保証額の有無・金額・未払時のペナルティ）		
						◎ <b>ノウハウライセンス契約等の条項⑧</b> <b>支配権移転条項</b> （出資等によって許諾が消滅しないかどうか）		
						<b>ノウハウライセンス契約等の条項⑨</b> <b>解除条項</b> （許諾が消滅する可能性の有無の確認）		

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
III 対象会社における知的財産関連紛争の調査	1 訴訟案件の調査	◎	訴訟当事者	顕在化している紛争案件による権利の有効性への影響、製品等の差止のリスク、対象会社が被る損害賠償リスクの確認。	・訴訟一覧 ・訴訟記録 ・訴訟対応についての専門家意見書、打ち合わせメモ、取締役会議事録その他の内部資料	
		◎	対象製品等			
		◎	訴額			
		◎	請求内容			
			権利が無効になる可能性（産業財産権の場合）			
			対象会社の主張内容及び相手方の反論内容の概要			
		◎	訴訟終結の見込み及び結果の見込み			
			訴訟終結までの見込み期間			
	2 訴訟外紛争案件の調査	◎	紛争当事者	訴訟には至っていないが将来訴訟となる可能性のある潜在的な紛争案件による権利の有効性への影響、製品等の差止のリスク、対象会社が被る損害賠償リスクの確認。	・紛争一覧 ・警告書、請求書などの紛争関連資料 ・紛争対応についての専門家意見書、打ち合わせメモ、取締役会議事録その他の内部資料	
		◎	対象製品等			
		◎	紛争金額又はその見込額			
		◎	請求内容			
			権利が無効になる可能性（産業財産権の場合）			
			対象会社の主張内容及び相手方の反論内容の概要			
		◎	紛争終結の見込み及び結果の見込み			
			紛争終結までの見込み期間			
	3 過去の紛争（訴訟、訴訟外）の調査			紛争当事者	過去に終了した紛争案件が対象会社に与える影響の確認。	・紛争一覧 ・判決 ・和解調書 ・和解契約
				対象製品等		
				和解金額		
		◎	和解条件 （具体的調査項目は、核技術等に関する前述「担保設定及び第三者へのライセンスの設定の有無及びその内容の調査」「ライセンス・アウトの有無及びその内容」「技術・ブランド・デザイン・著作物）ライセンス契約等における以下の各事項」参照。）			

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
IV	第三者の権利を侵害するリスクの調査（いわゆるFTO調査）	1	対象会社の技術等と同技術領域・同事業領域に属する他社特許・技術等の調査	先行技術調査	対象会社の技術等と同技術領域・同事業領域に属する他社特許等・技術の有無を先行技術調査の内容を確認し、先行技術が存在するかどうかのチェックを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社製品等カタログ、パンフレット、取扱説明書</li> <li>・対象会社の開発中の製品一覧</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・対象会社出願予定書類</li> <li>・対象会社が過去に行った先行技術調査資料</li> <li>・先行技術文献（特許文献、非特許文献）</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・SDIなどのウォッチングのレポート（対象会社が実施した場合）</li> </ul>
				権利の有効性調査	他社特許等・技術が存在し、既に権利化されている場合、その権利の有効性を調査し、権利の有効性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行技術文献（特許文献、非特許文献）</li> <li>・対象特許の登録原本等</li> <li>・対象特許の明細書等</li> <li>・対象会社が過去に行った有効性調査資料</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> </ul>
				無効化資料調査	権利侵害の可能性が高い場合、問題となっている権利を無効できるかどうかの確認を行い、無効化するための資料の調査をおこなう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行技術文献（特許文献、非特許文献）</li> <li>・対象権利関連の製品カタログ、パンフレット、取扱説明書等</li> <li>・対象権利関連の展示会等の製品発表資料等</li> <li>・対象会社が過去に行った無効化資料</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> </ul>
				侵害性の鑑定	権利の有効性が確認された場合、その権利を対象会社の技術等が侵害していないかの権利侵害の成否について、確認をし、必要性に応じて専門家に鑑定を依頼する。また、過去の鑑定書がある場合にはその内容も確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社が過去に行った先行技術調査資料</li> <li>・対象会社が過去に行った鑑定の資料</li> </ul>
	2	同種技術等に関する他社紛争の調査	ニュース、裁判例等の公刊物に掲載されている他社紛争	同種技術等に関する他社の紛争を検討することで、対象会社の製品等が現に他社の権利を侵害している可能性、今後権利を侵害する可能性、及び他社から権利侵害の主張を受ける可能性の有無・大小を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公刊物</li> <li>・判例データベース</li> </ul>	
			同業種間の評判等			
	3	対象会社における知的財産関連紛争の調査	◎	III. 参照。		

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例
V ガ バ ナ ン ス 調 査	1 知的財産に関する基本方針の調査	◎	対象会社が策定している知的財産基本方針や知的財産戦略等、知的財産に関するルール	対象会社がいかなる方針で、自社の知的財産を管理し、他社の知的財産を利用し、あるいは自社の知的財産侵害に対して対応し、他社の知的財産の侵害を回避しているかを確認することで、対象会社における知的財産の活用度や他社権利侵害リスク等を把握する。また、知的財産の創出や管理におけるキーマンを特定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産基本方針</li> <li>・知的財産戦略</li> <li>・知的財産取扱規則</li> <li>・Visual Identityガイドライン、ブランドガイドライン等のガイドライン（ブランドの場合）</li> </ul>
			対象会社における実務上の知的財産の取扱いに関する基本方針		
			対象会社における知的財産に関するキーマン		
	2 知的財産（営業秘密を除く）の管理体制の調査	◎	対象会社の組織体制	対象会社における知的財産関連リスク（第三者の権利を侵害するリスク、自社の権利を侵害されるリスク、自社の権利が消滅するリスク、その他知的財産関連紛争に巻き込まれるリスク等）の内容及びその大小を把握すると共に、当該知財DDにおいて網羅できなかった調査箇所の補完をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・システム図</li> <li>・知的財産管理規程</li> </ul>
			対象会社で運用されている知財管理システム		
	3 営業秘密の管理体制の調査		対象会社の組織体制	対象会社の保有する営業秘密について不正競争防止法などの法令による保護を受けることが可能か、逆に第三者から営業秘密の侵害を理由とする請求を受ける可能性がないかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・対象製品等の研究開発に従事する役員の一覧及び入社履歴</li> <li>・秘密管理規程</li> <li>・就業規則</li> <li>・入社時、退社時に役員から徴収している秘密保持誓約書</li> <li>・共同研究先、取引先との秘密保持契約書、共同研究開発契約書</li> </ul>
		◎	営業秘密の管理ルール		
			情報コンタミネーション対策		
			営業秘密管理のための人的・物的体制（保管場所、丸秘マークの印字、アクセス制限の有無・権限者の範囲など）の確認		
	4 職務発明の取扱い方法の調査	◎	職務発明規程の有無、内容及び策定手続	将来の訴訟リスク及び敗訴時の経済的なインパクトを予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務発明規程</li> <li>・対象製品等の研究開発に従事する役員の一覧</li> <li>・職務発明対価支払い実績</li> </ul>
			職務発明の対価支払いの実績		
		◎	将来における職務発明の対価支払い可能性の有無及び金額規模		

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
VI	価値評価	1	価値評価対象の技術・事業の特定	<p>特許権、実用新案権、またはその対象となり得る技術等</p>	<p>対象会社の出資等や技術提携の対象となる知的財産が、特許等（技術等）や、商標（ブランド等）、意匠（デザイン等）、著作物（コンテンツ及びプログラム等）、あるいは営業秘密・ノウハウ、その他の知財（ビッグデータ等）のいづれなのかを見極め、価値評価の調査対象を特定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社保有知的財産権一覧</li> <li>・出願書類</li> <li>・登録原簿</li> <li>・特許庁特許情報プラットフォーム</li> <li>・各国特許庁データベース</li> </ul>
			<p>商標権またはその対象となりうる標章、マーク、ブランド等</p>			
			<p>意匠権またはその対象となりうる工業デザイン等</p>			
			<p>著作物（コンテンツ及びプログラム等）</p>			
			<p>営業秘密・ノウハウ</p>			
			<p>その他の知財（ビッグデータ等）</p>			
			<p>権利化していないが事業化が見込まれる技術</p>			

大項目	調査項目（中）	※	具体的調査項目	調査目的	調査資料例	
VI	価値評価	2	知的財産の定性評価	<p><b>事業・技術力</b></p> <p><b>技術評価、ブランド評価</b></p> <p><b>事業・技術ベンチマーク対比</b></p> <p><b>知的財産価値の経年変化等</b></p> <p><b>ブランドに係る経済的ポテンシャル</b></p> <p><b>その他（ポテンシャルや外的要因など）</b></p>	<p>対象会社の事業戦力や技術評価、ブランド評価などを定性的に評価することで、投資意思決定の判断材料のひとつとする。知的財産の定性面からの評価を行う手法として、（１）対象会社の事業内容の分析（価値源泉となる製品等の特定等）、（２）、対象会社の製品等やシステム、ソフトウェアの構成の分析（含まれる知的財産の特定等）、（３）対象会社の売上構成の分析（製品等毎のライセンス料売上の比較等）が例として挙げられる。</p>	<p>知的財産の価値を定性評価するための調査資料として以下のソースが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術ロードマップ</li> <li>・学会発表資料</li> <li>・学術論文関連資料</li> <li>・研究者リスト（プロフィールや過去の研究テーマ）</li> <li>・研究テーマリスト</li> <li>・開発プロジェクトリスト</li> <li>・製品情報</li> <li>・ブランディング戦略</li> <li>・ブランドガイドラインやVI、CIなどブランドマニュアル関連資料</li> <li>・過去のパンフレットや展示会資料</li> <li>・出資等やアライアンスリスト、共同研究リスト</li> <li>・パテントマップ等技术動向の分かる資料</li> </ul>
		3	知的財産の定量評価	<p><b>経済的価値</b></p> <p><b>ライセンス対価</b></p> <p><b>実績保証金額</b></p> <p><b>譲渡価格等</b></p> <p><b>その他（アライアンス、研究開発関連、資金調達状況、将来予測等）</b></p>	<p>対象会社の技術やブランドなどの知的財産の経済的価値や、ライセンス対価を定量的に評価することで、投資意思決定の判断材料のひとつとする。</p>	<p>知的財産の価値を定量評価するための調査資料として以下のソースが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報データベース</li> <li>・有価証券報告書</li> <li>・対象会社保有知的財産一覧</li> <li>・過去数事業年度の製品毎の売上一覧</li> <li>・ライセンス契約書</li> <li>・担保設定に関する契約書</li> <li>・知的財産報告書や知的資産経営報告書</li> <li>・研究開発費</li> <li>・広告宣伝費等のブランド関連投資が分かる資料</li> <li>・知的財産にかかる維持管理経費の分かる資料</li> <li>・市場規模及びその根拠となる資料</li> <li>・製品の現状シェア・予測シェア（ポテンシャル）</li> <li>・当該事業の収益・予想収益</li> <li>・当該技術のロイヤリティ</li> <li>・技術のライフサイクルが分かる資料</li> </ul>